

大塚子成編纂

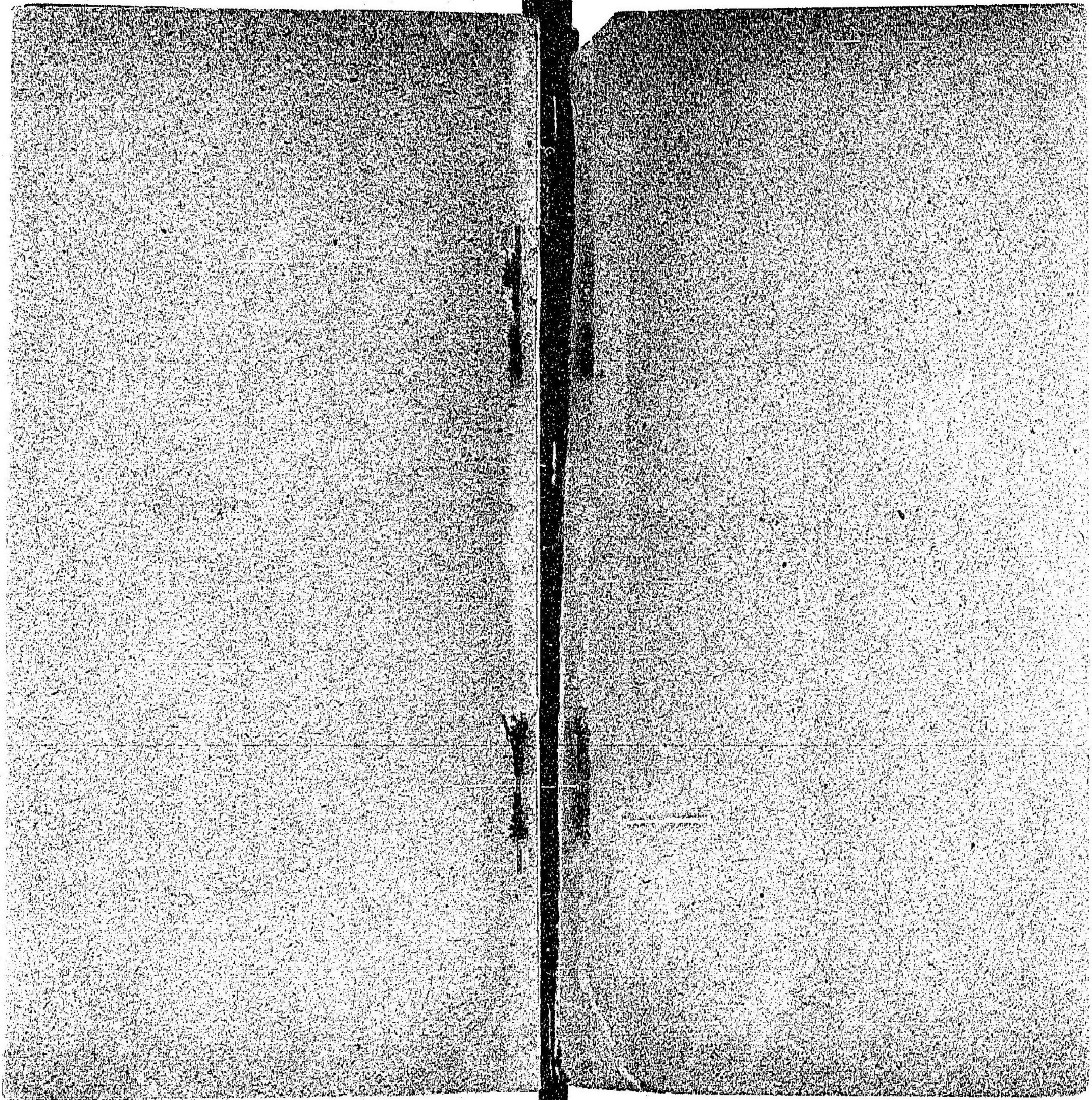
裁判所構成法

田中宋榮堂發行

CZ

773

02



02
773
02

裁判所構成法目次

裁判所構成法目次

裁判所構成法

第一編 裁判所及検事局

第一章 總則

第二章 區裁判所

第三章 地方裁判所

第四章 控訴院

第五章 大審院

第二編 裁判所及検事局ノ官吏

第一章 判事又ハ檢事ニ任

セラルルニ必要ナ

ル準備及資格

一四 一四 一九 一三 一一 一一

第二章 判事

第三章 檢事

第四章 裁判所書記

第五章 執達吏

第六章 延丁

第三編 司法事務ノ取扱

第一章 開廷

第二章 裁判所ノ用語

第三章 裁判ノ評議

第四章 裁判所及検事局ノ事務章程

第五章 司法年度及休暇

第六章 律法上ノ共助

第四編 司法行政ノ職務及監督權

41 8 22

二七 二七 二六 二六 二五 二四 二〇 九 八 六

裁判所構成法施行條例

二十九
三十一

裁判所構成法目次終

裁判所構成法

(明治二十三年二月
法律第六號)

朕裁判所構成法ヲ裁可シ之ヲ公布セシム此ノ法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス

第一編 裁判所及檢事局

第一章 總則

第一條 左ノ裁判所ヲ通常裁判所トス

第一 區裁判所

第二 地方裁判所

第三 控訴院

第四 大審院

第一條 通常裁判所ニ於テハ民事刑事ヲ裁判ス

ルモノトス但シ法律ヲ以テ特別裁判所ノ管轄

ニ屬セシメタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二條 地方裁判所控訴院及大審院ヲ合議裁判

所トシ數人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ

總テノ事件ヲ審問裁判ス但シ訴訟法又ハ特別

法ニ別段規定シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條 裁判所ノ設立廢止及管轄區域並ニ其ノ

變更ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 各裁判所ニ相應ナル員數ノ判事ヲ置ク

第六條 各裁判所ニ檢事局ヲ附置ス檢事ハ刑事

ニ付公訴ヲ起シ其ノ取扱上必要ナル手續ヲ爲

シ法律ノ正當ナル適用ヲ請求シ及判決ノ適當

ニ執行セラルルヤヲ監視シ又民事ニ於テモ必

要ナリト認ムルトキハ通知ヲ求メ其ノ意見ヲ

二 裁判所構成法

述フルコトヲ得又裁判所ニ屬シ若ハ之ニ關ル司法及行政事件ニ付公益ノ代表者トシテ法律上其ノ職權ニ屬スル監督事務ヲ行フ
 檢事ハ裁判所ニ對シ獨立シテ其ノ事務ヲ行フ檢事局ノ管轄區域ハ其ノ附置セラレタル裁判所ノ管轄區域ニ同シ
 若一人ノ檢事若ハ數人ノ檢事悉ク差支アリテ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得サルトキハ裁判所長又ハ區裁判所ニ於テ判事若ハ監督判事ハ其ノ事件猶豫スヘカラサルニ於テハ判事ニ檢事ノ代理ヲ命シ其ノ事件ヲ取扱ハシムルコトヲ得

シタル事務ヲ取扱フ
 裁判所ニ附置セラレタル檢事局ニ於テ前項ノ如キ事務ヲ取扱フ爲必要ナリト認メタルトキニ限リ別ニ書記課ヲ設クルコトヲ得但シ合議裁判所ノ檢事局ニ限ル
 司法大臣ハ裁判所ノ會計事務ヲ專任スル爲特別官吏ヲ裁判所ニ置クコトヲ得
 第九條 區裁判所ニ執達吏ヲ置ク執達吏ハ裁判所ヨリ發スル文書ヲ送達シ及裁判所ノ裁判ヲ執行ス
 前項ノ外執達吏ハ此ノ法律又ハ他ノ法律ニ定メタル特別ノ職務ヲ行フ
 第十條 法律ヲ以テ特定シタルモノヲ除ク外左ノ場合ニ於テ適當ノ申請アルトキハ關係アル各裁判所ヲ併セテ之ヲ管轄スル直近上級ノ裁

三 裁判所構成法

判所ハ何レノ裁判所ニ於テ本件ヲ裁判スルノ權アルヤヲ裁判ス
 第一 權限アル裁判所ニ於テ法律上ノ理由若ハ特別ノ事情ニ因リ裁判權ヲ行フコトヲ得ス且此ノ法律第十三條ニ依リ之ニ代ルヘキコトヲ定メラレタル裁判所モ亦之ヲ行フコトヲ得サルトキ
 第二 裁判所管轄區域ノ境界明確ナラサルカ爲其ノ權限ニ付疑ヲ生シタルトキ
 第三 法律ニ從ヒ又ハ二以上ノ確定判決ニ因リ二以上ノ裁判所裁判權ヲ互有スルトキ
 第四 二以上ノ裁判所權限ヲ有セストノ確定判決ヲ爲シ又ハ權限ヲ有セストノ確定判決ヲ受ケタルモ其ノ裁判所ノ一ニ

於テ裁判權ヲ行フヘキトキ
 第二章 區裁判所
 第十一條 區裁判所ノ裁判權ハ單獨判事之ヲ行フ
 判事二人以上ヲ置キタル區裁判所ニ於テハ司法大臣ノ定メタル通則ニ從ヒ其ノ裁判事務ヲ各判事ニ分配ス
 此ノ事務分配ハ毎年地方裁判所長前以テ之ヲ定ム
 區裁判所判事ノ取扱ヒタル事件ハ裁判事務分配上其ノ事他ノ判事ニ屬シタリトノ事實ノミニ因リ其ノ效力ヲ失フコトナシ
 判事二人以上ヲ置キタル區裁判所ニ於テハ司法大臣ハ其ノ一人ヲ監督判事トシ之ニ其ノ行政事務ヲ委任ス

法成構所判裁

第十二條

事務分配一タヒ定マリタルトキハ司法年度中之ヲ變更セズ但シ一人ノ判事ノ分擔多キニ過キ又ハ判事轉退シ又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ久ク闕勤スル者アル等引續キ差支ヲ生シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條

區裁判所ノ判事差支アルトキハ毎年地方裁判所長ノ前以テ定メタル順序ニ從ヒ互ニ相代理ス但シ監督判事ノ職務ハ其ノ裁判所ノ判事官等ノ順序ニ從ヒ之ヲ代理ス
一ノ區裁判所ニ於テ法律上ノ理由若ハ特別ノ事情ニ因リ事務ヲ取扱フコトヲ得サルトキ之ニ代ルヘキ他ノ區裁判所ハ前項ニ同ク毎年以前以テ之ヲ定ム

第十四條

區裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス但シ反訴ニ關リテハ民事訴訟法ノ定ムル所ニ依ル

第一 二百圓ヲ超過セサル金額又ハ價額二百圓ヲ超過セサル物ニ關ル請求(三十一年法律第六十七號ヲ以テ改正)

第二 價額ニ拘ラス左ノ訴訟

(イ) 住家其ノ他ノ建物又ハ其ノ或ル部分ノ受取明渡使用占據若ハ修繕ニ關リ又ハ貸借人ノ家具若ハ所持品ヲ貸借人ノ差押ヘタルコトニ關リ貸借人ト貸借人トノ間ニ起リタル訴訟

(ロ) 不動産ノ境界ノミニ關ル訴訟

(ハ) 占有ノミニ關ル訴訟

(ニ) 雇主ト雇人トノ間ニ雇期限一年以下ノ契約ニ關リ起リタル訴訟

(ホ) 左ニ掲ケタル事項ニ付旅人ト旅店若ハ飲食店ノ主人トノ間ニ又ハ旅人

意匠及商標ノ登記ヲ爲ス事

第十六條

一 區裁判所ハ刑事ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス但シ第二以下ニ記載シタル罪ハ豫審ヲ經サルモノニ限ル

第一 拘留又ハ科料ニ該ル罪

第二 竊盜ノ罪

第三 竊盜及刑法第二百五十四條ノ罪ノ贓物ニ關スル罪

第四 刑法第三百十條、第三百七十五條、第三百八十五條乃至第三百八十七條及第二百九條ノ罪並ニ第三百三十條ノ未遂罪

第五 一年以下ノ徵役若ハ禁錮又ハ三百圓ヲ超過セサル罰金ニ該ル罪

二個以上ノ主刑中其ノ一個ヲ科スヘキ罪ニシテ其ノ刑前項第一又ハ第五ノ規定ニ適セサル

法成構所判裁

第十五條

區裁判所ハ非訟事件ニ付法律ニ定メタル範圍及方法ニ從ヒ左ノ事務ヲ取扱フノ權ヲ有ス

第一

未成年者癡癲者白癡者失踪者其ノ他法律若ハ判決ニ因リ治産ノ禁ヲ受ケタル者ノ後見人若ハ管財人ヲ監督スル事

第二

不動産及船舶ニ關ル權利關係ヲ登記スル事

第三

商標登記及特許局ニ登録シタル特許

一 水陸ト運送人ノ間ニ起リタル訴訟
(一) 賄料又ハ宿料又ハ旅人ノ運送料料又ハ之ニ伴フ手荷物ノ運送料

(二) 旅店若ハ飲食店ノ主人又ハ運送人ニ旅人ヨリ保護ノ爲預ケタル手荷物金銭又ハ有價物

モノアルトキハ區裁判所ハ其裁判權ヲ有セズ
 第十六條ノ二 前條第一項第五ニ記載シタル罪
 ニ付テハ累犯又ハ併合罪トシテ處分スヘキ場
 合ト雖モ區裁判所其ノ裁判權ヲ有ス

第十六條ノ三 司法大臣ハ地方裁判所ノ管轄區
 域内ノ一ノ區裁判所ノ管轄ニ屬スル刑事ノ事
 務ノ全部又ハ一部分ヲ其地方裁判所ノ管轄區
 域内ノ他ノ區裁判所ヲシテ取扱シムルヲ得
 (以上明治四十二年三月法律第三十號ヲ以テ改正)

第十七條 前數條ニ掲ケタルモノヲ除ク外區裁
 判所ノ權限ハ此ノ章ニ掲ケタル事件ニ關リ訴
 訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依ル

第十八條 各區裁判所ノ檢事局ニ檢事ヲ置ク
 區裁判所檢事局ノ檢事ノ事務ハ其ノ地ノ警察
 官憲兵將校下士又ハ林務官之ヲ取扱フコトヲ

得

司法大臣ハ適當ナル場合ニ於テハ區裁判所判
 事試補又ハ郡市町村ノ長ヲシテ檢事ヲ代理セ
 シムルコトヲ得

第三章 地方裁判所

第十九條 地方裁判所ヲ第一審ノ合議裁判所ト

ス
 各地方裁判所ニ一若ハ二以上ノ民事部及刑事
 部ヲ設ク

第二十條 各地方裁判所ニ地方裁判所長ヲ置ク
 地方裁判所長ハ裁判所ノ一般ノ事務ヲ指揮シ
 其ノ行政事務ヲ監督ス

地方裁判所ノ各部ニ部長ヲ置ク部長ノ部ノ事
 務ヲ監督シ其ノ分配ヲ定ム

第二十一條 司法大臣ハ毎年各地方裁判所ノ判

事一人若ハ二人以上ニ其ノ裁判所ノ裁判權ニ
 屬スル刑事ノ豫審ヲ爲スコトヲ命ス

第二十二條 各地方裁判所ノ事務ハ司法大臣ノ
 定メタル通則ニ從ヒ各部及各豫審判事ニ之ヲ
 分配ス

各地方裁判所ノ各部長及部員配置及所長部長
 部員差支アルトキノ代理モ亦毎年以前以テ之ヲ
 定ム

前二項ニ掲ケタル諸件ハ裁判所長部長及部ノ
 上席判事一人ノ會議ニ於テ裁判所長會長トナ
 リ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會
 長ノ決スル所ニ依ル

地方裁判所長ハ次年自ラ部長トナルヘキ部ヲ
 指定スヘシ

第二十三條 或ル部ニ於テ著手シタル事務ニシ

テ司法年度ノ終若ハ休暇ノ始ニ臨ミ未タ終結
 ニ至ラサルモノハ裁判所長便利ト認ムルトキ
 同部員ヲシテ引續キ之ヲ結了セシムルコトヲ
 得

豫審判事ノ取扱フ事務ニシテ未タ終結ニ至ラ
 サルモノモ亦前項ニ同シ

第二十四條 第二十二條ニ從ヒ事務ノ分配及判
 事ノ配置一タヒ定マリタルトキハ休暇中ヲ除
 キ一部ノ事務多キニ過キ又ハ判事轉退シ又ハ
 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ久ク關働スル者アル
 等引續キ差支アルニ非サレハ司法年度中之ヲ
 變更セズ

裁判所ノ事務其ノ現在ノ部ニ過多ナル場合ニ
 於テ司法大臣適宜ト認ムルトキハ新ニ一部又
 ハ數部ヲ設クルコトヲ得

第二十五條

地方裁判所ノ判事差支ノ爲或ル事
件ヲ取扱フコトヲ得ス且同裁判所ノ判事中其
ノ代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事
件緊急ナリト認ムルトキハ裁判所長ハ其ノ管
轄區域内ノ區裁判所判事又ハ豫備判事ニ其ノ
代理ヲ命スルコトヲ得

第二十六條

地方裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ
事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一 第一審トシテ

區裁判所ノ權限又ハ第三十八條ニ定メタ
ル控訴院ノ權限ニ屬スルモノヲ除キ其ノ
他ノ請求

第二 第二審トシテ

(イ) 區裁判所ノ判決ニ對スル控訴
(ロ) 區裁判所ノ決定及命令ニ對スル法

律ニ定メタル抗告

第二十七條

地方裁判所ハ刑事訴訟ニ於テ左ノ
事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一 第一審トシテ

區裁判所ノ權限並ニ大審院ノ特別權限ニ
屬セサル刑事訴訟

第二 第二審トシテ

(イ) 區裁判所ノ判決ニ對スル控訴
(ロ) 區裁判所ノ決定及命令ニ對スル法

第二十八條

地方裁判所ハ破産事件ニ付一般ノ
裁判權ヲ有ス

第二十九條

地方裁判所ハ非訟事件ニ關ル區裁
判所ノ決定及命令ニ對シ法律ニ定メタル抗告
ニ付裁判權ヲ有ス

第三十條

地方裁判所ノ權限並ニ其ノ裁判權
ヲ行フノ範圍及方法ニシテ此ノ法律ニ定メサ
ルモノハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依ル

第三十一條

司法大臣ハ地方裁判所管轄ト其ノ
區域内ノ區裁判所ト遠隔ナルカ若ハ交通不便
ナルカ爲至當ト認ムルトキハ地方裁判所ニ屬
スル民事及刑事ノ事務ノ一部分ヲ取扱フ爲一
若ハ二以上ノ支部ノ設置ヲ命スルコトヲ得且
支部ヲ開クヘキ區裁判所ヲ定ム

支部ニハ之ヲ設置シタル區裁判所若ハ近隣ノ
區裁判所ノ判事ヲ用非ルコトヲ得此ノ場合ニ
於テ判事ヲ選用スルノ權ハ司法大臣ニ屬ス
司法大臣ハ支部ニ對シヘキ豫審判事及檢事ヲ
命ス
司法大臣ハ支部ノ本部タル地方裁判所ノ管轄

區域内ノ區裁判所判事ニ豫審判事ヲ命スルコ
トヲ得
代理ニ關ル第二十五條ハ本部ニモ亦之ヲ適用
ス

第三十二條

地方裁判所ニ於テ訴訟法ニ依リ法
廷ニ於テ審問裁判スヘキ事件ハ三人ノ判事ヲ
以テ組立テタル部ニ於テ之ヲ審問裁判ス其ノ
三人ノ判事中一人ヲ裁判長トス且豫備判事ハ
如何ナル事情アルモ二人以上其ノ部ニ列席ス
ルコトヲ得ス其ノ他ノ事件ハ訴訟法又ハ特別
法ノ定ムル所ニ從ヒ判事之ヲ取扱フ

第三十三條

各地方裁判所ノ檢事局ニ檢事正ヲ
置ク檢事正ハ檢事局ノ事務取扱ヲ分配指揮及
監督ス但シ檢事局ノ其ノ他ノ檢事ハ事務取扱
ニ付何等ノ事件ニ拘ラス特別ノ許可ヲ受ケス

シテ檢事正ヲ代理スルノ權ヲ有ス

第四章 控訴院

第三十四條 控訴院ヲ第二審ノ合議裁判所トス各控訴院ニ一若ハ二以上ノ民事部及刑事部ヲ設ク

第三十五條 各控訴院ニ控訴院長ヲ置ク

控訴院長ハ控訴院ノ一般ノ事務ヲ指揮シ其ノ行政事務ヲ監督ス

控訴院ノ各部ニ部長ヲ置ク部長ハ部ノ事務ヲ監督シ其ノ分配ヲ定ム

第三十六條 事務ノ分配及終了並ニ判事ノ代理ニ付テハ第二十二條第二十三條及第二十五條ヲ左ノ變更ヲ以テ控訴院ニ適用ス

第一 前項ニ掲ケタル各條ヲ以テ地方裁判所長ニ與ヘタル權ハ控訴院長ニモ之ヲ

與ヘタルモノトス

第二 控訴院ノ判事差支ノ爲或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス且同院ノ判事中其ノ代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナリト認ムルトキハ之ヲ代理スル判事ヲ出スヘキ旨ヲ控訴院長ヨリ其ノ控訴院所在地ノ地方裁判所長ニ通知シ其ノ裁判所ノ判事ヲシテ代理ヲ爲サシムルコトヲ得但シ豫備判事ヲ用井ルコトヲ得ス

第三十七條 控訴院ハ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一 地方裁判所ノ第一審判決ニ對スル控訴

第二 區裁判所ノ判決ニ對スル控訴ニ付爲

シタル地方裁判所ノ判決ニ對スル上告

第三 地方裁判所ノ決定及命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

第三十八條 皇族ニ對スル民事訴訟ニ付第一審及第二審ノ裁判權ハ東京控訴院ニ屬ス但シ第一審ノ訴訟手續ニ付テハ地方裁判所ノ第一審手續ヲ適用ス

第三十九條 控訴院ノ權限並ニ其ノ裁判權ヲ行フノ範圍及方法ニシテ此ノ法律ニ定メサルモノハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依ル

第四十條 控訴院ニ於テ訴訟法ニ依リ法廷ニ於テ審問裁判スヘキ事件ハ五人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ之ヲ審問裁判ス其ノ五人ノ判事ハ一人ヲ裁判長トス其ノ他ノ事件ハ訴訟法ノ定ムル所ニ從ヒ判事ヲ取扱フ

第四十一條 第三十八條ノ場合ニ於テ第一審ハ五人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ審問裁判シ第二審ハ特ニ七人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ審問裁判ス其ノ五人又ハ七人ノ判事ハ一人ヲ裁判長トス

第四十二條 各控訴院ノ檢事局ニ檢事長ヲ置ク檢事長並ニ其ノ他ノ檢事ノ職權ニ付テハ第三十三條ヲ適用ス

第五節 大審院

第四十三條 大審院ヲ最高裁判所トス大審院ニ一若ハ二以上ノ民事部及刑事部ヲ置ク

第四十四條 大審院ニ大審院長ヲ置ク大審院長ハ大審院ノ一般ノ事務ヲ指揮シ其ノ行政事務ヲ監督ス

大審院ノ各部ニ部長ヲ置ク部長ハ部ノ事務ヲ監督シ其ノ分配ヲ定ム

第四十五條 大審院ノ事務ノ分配並ニ代理ノ順序ハ毎年部長ト協議シ大審院長前以テ之ヲ定ム

大審院長ハ次年自ラ上席セントスル部ヲ指定スヘシ

大審院ノ判事差支ノ爲或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス且同院ノ判事申其ノ代理ヲ爲シ得ヘキ

審事キ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナリト認ムルトキハ之ヲ代理スル判事ヲ出スヘキ旨ヲ大審院長ヨリ其ノ所在地ノ控訴院長ニ通知シ其ノ控訴院ノ判事ヲシテ代理ヲ爲サシムルヲ得

第四十六條 大審院長ハ何時ニテモ部長若ハ部員ノ承諾ヲ得テ之ヲ他ノ部ニ轉セシムルヲ得

第四十七條 大審院ニ於テ一タヒ定マリタル部ノ組立ヲ變更シタルトキハ現ニ取扱中ノ事務ニ付テハ第二十一條ヲ適用ス

司法年度中事務分配ノ變更ニ付テハ第二十四條ヲ適用ス

第四十八條 大審院ニ於テ裁判ヲ爲スニ當リ法律ノ點ニ付テ表シタル意見ハ其ノ訴訟一切ノ事ニ付下級裁判所ヲ羈束ス

第四十九條 大審院ノ或ル部ニ於テ上告ヲ審問シタル後法律ノ同一ノ點ニ付テ曾テ一若ハ二以上ノ部ニ於テ爲シタル判決ト相反スル意見アルトキハ其ノ部ハ之ヲ大審院長ニ報告シ大審院長ハ其ノ報告ニ因リ事件ノ性質ニ從ヒ民事ノ總部若ハ刑事ノ總部又ハ民事及刑事ノ總部ヲ聯合シテ之ヲ再ヒ審問シ及裁判スルコト

テ命ス
第五十條 大審院ハ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一 終審トシテ

(イ) 第三十七條第二ニ依リ爲シタル判決及第三十八條ノ第一審ノ判決ニ

非サル控訴院ノ判決ニ對スル上告

(ロ) 控訴院ノ決定及命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

第二 第一審ニシテ終審トシテ

刑法第七條、第七十五條及第七十七條乃至第七十九條ノ罪並ニ皇族ノ犯シタル罪ニシテ禁錮以上ノ刑ニ處スヘキモノノ豫審及裁判

(明治十二年三月法律第三十號ヲ以テ改正)

第五十一條 前條第二ニ掲ケタル事件ニ付大審

院ハ必要ナリト認ムルトキハ事件ノ審問裁判ヲ爲ス爲メ控訴院ハ地方裁判所ニ於テ法廷ヲ開クコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ控訴院判事ヲ以テ部員ニ加フルコトヲ得但シ其ノ半數ニ滿ツルヲ得ス

第五十二條 大審院ノ權限並ニ其ノ裁判權ヲ行フノ範圍及方法ニシテ此ノ法律ニ定メサルモノハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依ル

第五十三條 大審院ニ於テ訴訟法ニ依リ法廷ニ於テ審問裁判スヘキ事件ハ七人ノ判事ヲ以テ

組立テタル部ニ於テ之ヲ審問裁判ス其ノ七人ノ判事申一人ヲ裁判長トス其ノ他ノ事件ハ訴訟法ノ定ムル所ニ從上判事之ヲ取扱フ

第五十四條 第四十九條ニ定メタル場合ニ於テハ聯合部ノ判事少クトモ三分ノ二列席スルコ

トヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ民事ノ總部若ハ刑事ノ總部聯合スルトキ又ハ民事及刑事ノ總部聯合スルトキハ總部ノ判事中等最モ高キ者ヲ部長ト爲ス大審院長ハ至當ナリト認ムルトキハ自ら總部ニ長タルノ權ヲ有ス

第五十五條 大審院長ハ第五十條ニ依リ大審院ニ於テ第一審ニシテ終審ヲ爲スヘキ各別ノ場合ニ付大審院ノ判事ニ豫審ヲ命ス但シ便宜ニ依リ各裁判所判事ヲシテ豫審ヲ爲サシムルコトヲ得

第五十六條 大審院ノ檢事局ニ檢事總長ヲ置ク檢事總長並ニ其ノ他ノ檢事ノ職權ニ付テハ第三十三條ヲ適用ス

第二編 裁判所及檢事局ノ官吏

第一章

判事又ハ檢事ニ任セラルルニ必要ナル準備及資格

第五十七條 判事又ハ檢事ニ任セラルルニハ第六十五條ニ掲ケタル場合ヲ除キ二回ノ競争試験ヲ經ルコトヲ要ス

第五十八條 志願者前條ノ競争試験ヲ受ケ得ルニ必要ナル資格並ニ此ノ試験ニ關ル細則ハ判事檢事登用試験規則中ニ司法大臣之ヲ定ム第一回試験ニ及第シタル者ハ第二回試験ヲ受クルノ前試験トシテ裁判所及檢事局ニ於テ一年六月以上實地修習ヲ爲スコトヲ要ス(四十年法律第十號ヲ以テ改正)

前項ノ修習ニ關ル細則モ亦試験規則中ニ之ヲ定ム

第五十九條 司法大臣ハ試補ノ行狀罷免スルニ足レリト認ムルトキハ何時ニテモ之ヲ罷免ス

ルコトヲ得此ノ罷免ニ關ル細則モ亦試験規則中ニ之ヲ定ム

第六十條 一年以上修習ヲ爲シタル試補ハ其ノ修習ヲ現ニ監督スル判事ノ命アルトキ區裁判所ニ於テ或ル司法事務ヲ取扱フコトヲ得豫審判事及地方裁判所ノ受命判事モ亦其ノ附屬ノ試補ヲシテ自己ニ代リ或ル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第六十一條 試補ハ如何ナル場合ニ於テモ左ノ事務ヲ取扱フノ權ヲ有セス

第一 訴訟事件ト非訟事件トニ拘ラス裁判ヲ爲ス事

第二 證據ヲ調フル事但シ前條第二項ノ場合ヲ除ク

第三 登記ヲ爲ス事

第六十二條 第二回ノ競争試験ニ及第シタル試補ハ判事又ハ檢事ニ任セラルルコトヲ得

第六十三條 新任ノ判事又ハ檢事ハ關位アルトキ之ヲ區裁判所若ハ地方裁判所ノ判事又ハ區裁判所若ハ地方裁判所ノ檢事局ノ檢事ニ補ス司法大臣ハ關位アルマテ新任ノ判事又ハ檢事ニ豫備判事又ハ豫備檢事トシテ勤務スルコトヲ命シ之ヲ司法省又ハ區裁判所又ハ地方裁判所又ハ其ノ裁判所ノ檢事局ニ用ウ

第六十四條 區裁判所又ハ地方裁判所又ハ其ノ檢事局ニ用井ラレタル豫備判事又ハ豫備檢事ハ判事又ハ檢事差支アリテ職務ニ從事スルコトヲ得又且通常代理ノ規程ニ依リ難キコトアルトキハ第三十二條ノ制限ニ從ヒ司法大臣ハ之ニ其ノ判事又ハ檢事ヲ代理セシムルコトヲ

得

司法大臣ノ區裁判所又ハ地方裁判所ノ判事又ハ其ノ檢察局ノ檢事ニ一時闕位アル間ハ此ノ法律ノ範圍内ニ於テ豫備判事又ハ豫備檢事ヲ以テ之ヲ充タスコトヲ得

第六十五條 三年以上帝國大學法科教授若ハ辯護士タル者ハ此ノ章ニ掲ケタル試験ヲ經スシテ判事又ハ檢事ニ任セララルコトヲ得
帝國大學法科卒業生ハ第一回試験ヲ經スシテ試補ヲ命セララルコトヲ得

第六十六條 左ニ掲ケタル者ハ判事又ハ檢事ニ任セララルコトヲ得ス

- 第一 重罪ヲ犯シタル者但シ國事犯ニシテ復補シタル者ハ此ノ限ニ在ラス
- 第二 定役ニ服スヘキ輕罪ヲ犯シタル者

第三 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ義務ヲ免レサル者

第二章 判事

第六十七條 判事ハ勅任又ハ奏任トシ其ノ任官ヲ終身トス

第六十八條 大審院長ハ勅任判事ノ中ヨリ天皇之ヲ補シ各控訴院長及大審院ノ部長ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ勅任判事ノ中ヨリ之ヲ補ス其ノ他ノ判事ノ職ハ司法大臣之ヲ補ス

第六十九條 五年以上判事タル者又ハ五年以上檢事帝國大學法科教授若ハ辯護士ニシテ判事ニ任セラレンシ者ニ非サレハ控訴院判事ニ補セララルコトヲ得ス

第七十條 十年以上判事タル者又ハ十年以上檢事帝國大學法科教授若ハ辯護士ニシテ判事

ニ任セラレンシ者ニ非サレハ大審院判事ニ補セララルコトヲ得ス

第七十一條 第六十九條及第七十條ニ掲ケタル年限ヲ算フルニハ補職ノ時マテ各其ノ條ニ列記シタル職務ノ一ノミニ引續キ役事シタルコトヲ必要トセス

第七十二條 判事ハ在職中左ノ諸件ヲ爲スコトヲ得ス

- 第一 公然政事ニ關係スル事
- 第二 政黨ノ黨員又ハ政社ノ社員トナリ又ハ府縣郡市町村ノ議會ノ職員トナル事
- 第三 俸給アル又ハ金錢ノ利益ヲ目的トスル公務ニ就ク事
- 第四 商業ヲ營ミ又ハ其ノ他行政上ノ命令ヲ以テ禁シタル業務ヲ營ム事

第七十三條 第七十四條及第七十五條ノ場合ヲ除ク外判事ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルニ非サレハ其ノ意ニ反シテ轉官轉所停職免職又ハ減俸セララルコトナシ但シ豫備判事タルトキ及補職ノ必要ナル場合ニ於テ轉所ヲ命セララルハ此ノ限ニ在ラス

前項ハ懲戒取調又ハ刑事訴訟ノ始若ハ其ノ間ニ於テ法律ノ許ス停職ニ關係アルコトナシ

第七十四條 判事身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキハ司法大臣ハ控訴院又ハ大審院ノ總會ノ決議ニ依リ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得

第七十五條 法律ヲ以テ裁判所ノ組織ヲ變更シ又ハ之ヲ廢シタル場合ニ於テ其ノ判事ヲ補スヘキ闕位ナキトキハ司法大臣ハ之ニ俸給ノ半

額ヲ給シテ關位ヲ符タシムルノ權ヲ有ス
第七十六條 判事ノ官等俸給及進級ニ關ル規程ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第七十七條 判事ハ退職シタルトキハ恩給法ニ依リ恩給ヲ受ク

第七十八條 判事ノ俸給ハ判事ニ對シ懲戒取調又ハ刑事訴訟ヲ始メタルカ故ニ停職シタルニ拘ラス引續キ之ヲ給ス

第三章 檢事

第七十九條 檢事ハ勅任又ハ奏任トス

第七十六條及第七十七條ハ檢事ニモ亦之ヲ適用ス

檢事總長及檢事長ノ職ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ勅任檢事ノ中ヨリ之ヲ補ス其ノ他ノ檢事ノ職ハ司法大臣之ヲ補ス

第八十條 檢事ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルニ非サレハ其ノ意ニ反シテ之ヲ免職スルコトナシ

第八十一條 檢事ハ如何ナル方法ヲ以テスルモ判事ノ裁判事務ニ干渉シ又ハ裁判事務ヲ取扱フコトヲ得ス

第八十二條 檢事ハ其ノ上官ノ命令ニ從フ

第八十三條 檢事總長檢事長及檢事正ハ其ノ各管轄區域内ノ裁判所ノ檢事ノ職務ノ範圍内ニ在ル事務ヲ自ラ取扱フノ權ヲ有ス

檢事總長檢事長及檢事正ハ其ノ管轄區域内ニ於テ或ル檢事ノ取扱フヘキ事務ヲ他ノ檢事ニ移スノ權ヲ有ス

第八十四條 司法警察官ハ檢事ノ職務上其ノ檢事局管轄區域内ニ於テ發シタル命令及其ノ檢

事ノ上官ノ發シタル命令ニ從フ

司法省又ハ檢事局及内務省又ハ地方官廳ハ協議シテ警察官中各裁判所ノ管轄區域内ニ於テ司法警察官トシテ勤務シ前項ノ命令ヲ受ケ及之ヲ執行スル者ヲ定ム

第四章 裁判所書記

第八十五條 裁判所ニ第八條ニ從ヒ相應ナル員數ノ書記ヲ置ク

區裁判所ノ各判事及合議裁判所ノ各部ノ爲少クトモ一人ノ書記ヲ置ク

第八十六條 地方裁判所ノ書記課ニ監督書記ヲ置ク控訴院及大審院ノ書記課ニ書記長ヲ置ク裁判所及檢事局ノ書記課ニ二人以上ノ書記ヲ置キタルトキハ其ノ一人ヲ監督書記トス監督書記及書記長ハ各其ノ上官ノ命令ニ服從

シテ書記課ノ事務ヲ指揮監督ス

第八十七條 書記其ノ職務ノ範圍内ニ於テ取扱ヒタル事ハ既ニ定マリタル事務分配上其ノ事他ノ書記ニ屬シタリトノ事實ノミニ因リ其ノ效力ヲ失フコトナシ

第八十八條 書記ハ司法大臣之ヲ任シ及之ヲ補ス

書記長ハ奏任トス

書記長ノ職ハ司法大臣之ヲ補ス

第八十九條 書記ニ任セラルルニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ試験ヲ經ルコトヲ要ス

志願者前項ノ試験ヲ受ケ得ルニ必要ナル資格並ニ此ノ試験及試験ヲ經タル後爲スヘキ修習ニ關ル細則ハ裁判所書記登用試験規則中ニ司法大臣之ヲ定ム

第九十條 書記ニ任セラレタル者關位ナキ間

豫備書記ニ補ス

豫備書記ハ書記トシテ臨時勤務ヲ命セララル

コトヲ得

第九十一條 書記ハ其ノ上官ノ命令ニ從フ

裁判所ノ開廷ニ於テハ裁判長ノ命令ニ從ヒ又

判事一人ナルトキハ其ノ判事ノ命令ニ從フ

書記ハ檢事局ニ勤務スルトキ又ハ特別ノ事務

ニ付判事若ハ檢事ニ附屬シタルトキモ亦其ノ

檢事局又ハ判事若ハ檢事ノ命令ニ從フ

前二項ノ命令ニシテ口述ノ書取ニ關ルカ又ハ

書類記録ノ調製若ハ變更ニ關ル場合ニ於テ其

ノ調製若ハ變更ヲ正當ナラスト認ムルトキ書

記ハ自己ノ意見ヲ記シテ之ニ添フルコトヲ得

前四項ニ掲ケタルモノヲ除ク外書記ノ職務及

其ノ事務取扱方法ハ書記ニ關ル規則中ニ司法

大臣之ヲ定ム

第九十二條 合議裁判所長又ハ區裁判所ノ判事

若ハ監督判事ハ其ノ裁判於所ニテ修習中ノ試

補ニ書記ノ事務ヲ臨時取扱ハシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ職務上署名ヲ要スルトキハ

特別ノ許可ヲ得テ署名スル旨ヲ記ス

第九十三條 豫備書記ハ事務ノ取扱ニ於テハ書

記ニ同シ但シ書記規則中ニ制限ヲ設ケタルモ

ノハ此ノ限ニ在ラス

第五節 執達吏

第九十四條 各區裁判所ニ第九條ニ從ヒ相應ナ

ル員數ノ執達吏ヲ置ク

第九十五條 執達吏ハ司法大臣之ヲ任シ及之ヲ

補ス司法大臣ハ控訴院長ニ其ノ管轄區域内ノ

前二項ニ掲ケタルモノヲ除ク外執達吏ノ權限

ハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依ル

第九十九條 執達吏ハ其ノ職務ヲ適實ニ行フ爲

保證金ヲ出スコトヲ要ス

執達吏ノ職務細則並ニ保證金ニ關ル規則ハ司

法大臣之ヲ定ム

第一百條 執達吏ハ其ノ所屬裁判所ノ上官ノ

命ヲ受ケタル書記及其ノ裁判所ヲ管轄スル地

方裁判所ノ上官ノ命ヲ受ケタル書記及其ノ書

記ノ上官ノ命令ニ從フ

第六章 廷丁

第一百一條 廷丁ハ大審院控訴院及地方裁判所ニ

於テハ裁判所長區裁判所ニ於テハ地方裁判所

長之ヲ雇ヒ及其ノ雇ヲ解ク

第一百二條 廷丁ハ開廷ニ出頭セシメ及司法大臣

裁判所ノ執達吏ヲ任シ及補スルノ權ヲ委任ス

ルコトヲ得

執達吏ニ任セララルニ必要ナル資格並ニ試験

ニ關ル規則ハ司法大臣之ヲ定ム

第九十六條 執達吏ハ手数料ヲ受ク其ノ手数料

一定ノ額ニ達セサルトキハ補助金ヲ受ク

第九十七條 執達吏ハ其ノ所屬區裁判所ヲ管轄

スル地方裁判所管轄區域内ノ何レノ場合ニ於

テモ其ノ職務ヲ行フ

第九十八條 裁判所ヨリ發スル文書ニシテ送達

ヲ要スルモノハ執達吏ヲ以テ之ヲ送達ス但シ

書記ヨリ直接ニ若ハ郵便ヲ以テ送達スルコト

ヲ法律ノ許ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

執達吏ハ刑事ニ付警察官ヲ以テ執行ヲ爲ササ

ル場合ニ限リ裁判所ノ裁判ヲ執行ス

ノ發シタル一般ノ規則中ニ定メタル事務ヲ取
扱ハシム

區裁判所ハ執達吏ヲ用井ルコト能ハサルトキ
ハ其ノ裁判所所在地ニ於テ書類ヲ送達スル爲
廷了ヲ用井ルコトヲ得

第三編 司法事務ノ取扱

第一章 開廷

第百三條 開廷ハ裁判所又ハ支部ニ於テ之ヲ爲
ス

司法大臣ニ於テ事情ニ因リ必要ナリト認ムル
トキハ區裁判所ヲシテ其ノ管轄區域内ノ一定
ノ場所ニ於テ義務ヲ行ハシムルコトヲ得

第百四條 訴訟審問ノ上席及指揮ハ合議裁判所
ニ於テハ開廷ヲ爲シタル裁判長ニ屬シ區裁判
所ニ於テハ開廷ヲ爲シタル判事ニ屬ス

裁判長ニ屬スル權ハ裁判上一人ニテ執務スル
判事ニモ亦屬ス

第百五條 裁判所ニ於テ對審ノ公開ヲ停ムルノ
決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ハ其ノ理由ト
共ニ公衆ヲ退カシムル前之ヲ言渡ス此ノ場合
ニ於テ裁判所ノ判決ヲ言渡ストキハ再ヒ公衆
ヲ入廷セシムヘシ

第百六條 裁判長ハ公開ヲ停メタルトキモ入廷
ノ特許ヲ與フルコトヲ至當ト認ムル者ヲ入廷
セシムルノ權ヲ有ス

第百七條 裁判長ハ婦女兒童及相當ナル衣服ヲ
著セサル者ヲ法廷ヨリ退カシムルコトヲ得其
ノ理由ハ之ヲ訴訟ノ記録ニ記入ス

第百八條 開廷中秩序ノ維持ハ裁判長ニ屬ス

第百九條 裁判長ハ審問ヲ妨グル者又ハ不當ノ

行狀ヲ爲ス者ヲ法廷ヨリ退カシムルノ權ヲ有
ス

前項ニ掲ケタル違犯者ノ行狀ニ因リ之ヲ拘引
シ開廷ノトキマテ之ヲ拘留スルノ必要アリト

認ムルトキ裁判長ハ之ヲ命令スルノ權ヲ有ス
開廷ノトキ裁判所ハ之ヲ釋放スルコトヲ命シ
又ハ五圓以下ノ罰金若ハ五日以内ノ拘留ニ處
スルコトヲ得

此ノ處罰ニ對シテハ上告ヲ許シ控訴ヲ許サス
且其ノ所爲ノ輕罪若ハ重罪ニ該ルヘキモノナ
ルトキハ之ニ對シテ刑事訴訟法ニ依リテ得
第百十條 前條ノ規程ハ左ノ變更ヲ以テ當事者
證人及鑑定人ニモ亦之ヲ適用ス

第一 裁判所ハ開廷ヲ待タズシテ本條ノ違
犯者ヲ即時ニ罰スルコトヲ得

第二 犯違者原告ナルトキハ裁判所ハ處罰

ノ上仍本人宥恕ヲ請フカ又ハ恭順ヲ表
シテ不敬ノ罪ヲ謝スルマテ其ノ審問ヲ
中止スルコトヲ得

第百十一條 裁判長ハ不當ノ言語ヲ用井ル辯護
士ニ對シ同事件ニ付引續キ陳述スルノ權ヲ行
フコトヲ禁スルコトヲ得其ノ禁止ハ此ノ行狀
ニ付懲戒上ノ訴追ヲ爲スコトヲ妨ケス

第百十二條 裁判所ノ開廷中秩序ヲ維持スル爲
第百九條第百十條及第百十一條ヲ以テ與ヘタ
ル權ハ豫審判事又ハ受命判事又ハ法律ニ從ヒ
其ノ職務ヲ行フ試補モ亦之ヲ行フコトヲ得
此ノ場合ニ於テノ異議ハ二十四時以内ニ其ノ
判事又ハ試補ニ之ヲ申出ルコトヲ得
豫審判事又ハ其ノ命ヲ受ケタル試補ノ命令ヲ

爲シタル場合ニ於テハ其ノ判事ノ屬スル裁判所ノ刑事部若ハ刑事支部ニ於テ前項ノ異議ヲ裁判ス受命判事又ハ其ノ命ヲ受ケタル試補ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ判事ニ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス

第百十三條 第百九條第百十條第百十一條及第百十二條ヲ以テ與ヘタル權ヲ行ヒタルトキハ訴訟ノ記録ニ之ヲ記入シ及其ノ理由ヲ記ス前項ノ場合ニ於テ其ノ所爲ノ重罪若ハ輕罪ニ該ルヘキモノナルカ又ハ懲戒上罰スヘキモノナルトキハ詳細ニ之ヲ記入シ裁判長ハ其ノ事件ヲ更ニ處分スルノ權アル官廳ニ報告ヲ爲ス

第百十四條 判事檢事及裁判所書記ハ公開シタル法廷ニ於テハ一定ノ制服ヲ著ス前項ノ開廷ニ於テ審問ニ參與スル辯護士モ亦

一定ノ職服ヲ著スルコトヲ要ス

第二章 裁判所ノ用語

第百十五條 裁判所ニ於テハ日本語ヲ用リ當事者證人又ハ鑑定人ノ中日本語ニ通セサル者アルトキハ訴訟法又ハ特別法ニ通事ヲ用フルコトヲ要スル場合ニ於テ之ヲ用フ

第百十六條 通事ノ任命及使用並ニ訴訟手續上其ノ行フヘキ職務ニ關ル規則ハ司法大臣之ヲ定ム

第百十七條 通事ノ得難キ場合ニ於テ書記其ノ言語ニ通スルトキハ裁判長ノ承諾ヲ得テ通事ニ用井ラルルコトヲ得

第百十八條 外國人ノ當事者タル訴訟ニ關係チ有スル者及其ノ訴訟ノ審問ニ參與スル官吏ノ或ル外國語ニ通スル場合ニ於テ裁判長便利ト

認ムルトキハ其ノ外國語ヲ以テ口頭審問ヲ爲スコトヲ得但シ其ノ審問ノ公正記録ハ日本語ヲ以テ之ヲ作ル

第三章 裁判ノ評議及言渡

第百十九條 合議裁判所ノ裁判ハ此ノ法律ニ從ヒ定數ノ判事之ヲ評議シ及之ヲ言渡ス

第百二十條 四日以上引續クヘキ見込アル判事ノ審問ニ於テ裁判所長ハ補充判事一人ヲ命シ之ニ立會ハシムルコトヲ得此ノ補充判事ハ其ノ審問中或ル判事ノ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ引續キ參與スルコトヲ得サル場合ニ於テ之ニ代リ審問及裁判ヲ完結スルノ權ヲ有ス

第百二十一條 判事ノ評議ハ之ヲ公行セス但シ豫備判事及試補ノ傍聽ヲ許スコトヲ得判事ノ評議ハ其ノ裁判長之ヲ開キ且之ヲ整理

ス其ノ評議ノ願未並ニ各判事ノ意見及多少ノ數ニ付テハ嚴ニ秘密ヲ守ルコトヲ要ス

第百二十二條 評議ノ際各判事意見ヲ述フルノ順序ハ官等ノ最モ低キ者ヲ始トシ裁判長ヲ終トス官等同キトキハ年少ノ者ヲ始トシ受命ノ事件ニ付テハ受命判事ヲ始トス

第百二十三條 裁判ハ過半數ノ意見ニ依ル金額ニ付判事ノ意見三說以上ニ分レ其ノ說各過半數ニ至ラサルトキハ過半數ニ至ルマテ最多額ノ意見ヨリ順次算額ニ合算ス

判事ニ付其ノ意見三說以上ニ分レ各過半數ニ至ラサルトキハ過半數ニ至ルマテ被告人ニ不利ナル意見ヨリ順次利益ナル意見ニ合算ス

第百二十四條 判事ハ裁判スヘキ問題ニ付自己ノ意見ヲ表スルコトヲ拒ムコトヲ得ス

第四章 裁判所及檢察局ノ事務章程

第百二十五條 裁判所及檢察局ノ標準ト爲スヘキ規則ハ司法大臣之ヲ定ム

控訴院長及檢察長ハ前項ノ規則ニ依リ各自管轄區域内ノ裁判所及檢察局ニ對シテ事務ノ一般ノ取扱ニ關リ成ルヘク統一ヲ旨トシ殊ニ裁判所及檢察局ノ開廳時間及開廷ノ時日ニ付訓令ヲ發ス

大審院ハ自ラ其ノ事務章程ヲ定ム但シ之ヲ實施スル前司法大臣ノ認可ヲ受ク

第五章 司法年度及休暇

第百二十六條 司法年度ハ一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ハル

第百二十七條 裁判所ノ休暇ハ七月十一日ニ始マリ九月十日ニ終ハル

第百二十八條 休暇中ハ左ノ事件ノ外既ニ著手シタル民事訴訟ヲ中止ス且新ナル訴訟ニ著手セズ

第一 爲替手形若ハ約束手形其ノ他ノ流通證書ニ關ル請求

第二 船舶又ハ運送貨又ハ積荷ニ對スル請求

第三 財産差押事件

第四 住家其ノ他ノ建物又ハ其ノ或ル部分ノ受取明渡使用占據若ハ修繕ニ關リ又ハ賃借人ノ家具若ハ所持品ヲ賃借人差押ヘタルコトニ關リ賃借人ト賃借人トノ間ニ起リタル訴訟

第五 養料ノ請求

第六 保證ヲ出サシムルノ請求

二人以上ノ判事ヲ置キタル區裁判所ノ休暇事務取扱方法ハ監督判事之ヲ定ム

第六章 法律上ノ共助

第百三十一條 裁判所ハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依リ互ニ法律上ノ補助ヲ爲ス

法律上ノ補助ハ別ニ法律ニ定メタル場合ノ外ハ所要ノ事務ヲ取扱フヘキ地ノ區裁判所ニ於テ之ヲ爲ス

第百三十二條 檢察局モ亦各自ノ管轄區域内ニ於テ取扱フヘキ事務ニ付互ニ法律上ノ補助ヲ爲ス

第百三十三條 裁判所書記課モ亦其ノ權内ノ事件又ハ其ノ配下ノ執達吏ノ權内ノ事件ニ付互ニ法律上ノ補助ヲ爲ス

第百三十四條 司法行政ノ職務及監督權

第百三十五條 司法行政ノ職務及監督權

第百三十六條 司法行政ノ職務及監督權

第七 取掛リタル建築ノ繼續ニ關ル事件

第八 前數項ニ掲ケタルモノヲ除ク外區裁判所ノ判事ニ於テ又ハ民事訴訟法ノ定ムル所ニ從ヒ休暇部又ハ休暇部長ニ於テ直ニ著手スヘキ緊急ノモノト認メタル請求若ハ事件

第百二十九條 休暇中ニ拘ラス刑事訴訟非訟事件判決執行破産事件並ニ民事訴訟法ニ依リ略式ヲ以テ取扱フコトヲ得ヘキ訴訟ハ之ヲ停止スルコトナシ

第百三十條 合議裁判所ニ於テハ休暇中事務取扱ノ爲メ休暇部ト稱スル一若ハ二以上ノ部ヲ設ク

第百三十一條 合議裁判所ニ於テハ休暇中事務取扱ノ爲メ休暇部ト稱スル一若ハ二以上ノ部ヲ設ク

第百三十二條 合議裁判所ニ於テハ休暇中事務取扱ノ爲メ休暇部ト稱スル一若ハ二以上ノ部ヲ設ク

第百三十三條 合議裁判所ニ於テハ休暇中事務取扱ノ爲メ休暇部ト稱スル一若ハ二以上ノ部ヲ設ク

第百三十四條 合議裁判所ニ於テハ休暇中事務取扱ノ爲メ休暇部ト稱スル一若ハ二以上ノ部ヲ設ク

第百三十五條 合議裁判所ニ於テハ休暇中事務取扱ノ爲メ休暇部ト稱スル一若ハ二以上ノ部ヲ設ク

第三百二十四條 合議裁判所長區裁判所ノ判事若ハ監督判事檢察總長檢察正ハ司法大臣ノ由テ以テ司法行政ノ職務ヲ行フノ官吏トス

第三百二十五條 司法行政監督權ノ施行ハ左ノ規程ニ依ル

- 第一 司法大臣ハ各裁判所及各檢察局ヲ監督ス
- 第二 大審院長ハ大審院ヲ監督ス
- 第三 控訴院長ハ其ノ控訴院及其ノ管轄區域内ノ下級裁判所ヲ監督ス
- 第四 地方裁判所長ハ其ノ裁判所若ハ其ノ支部及其ノ管轄區域内ノ區裁判所ヲ監督ス
- 第五 區裁判所ノ一人ノ判事若ハ監督判事ハ其ノ裁判所所屬ノ書記及執達吏ヲ監督ス

- 第六 檢察總長ハ其ノ檢察局及下級檢察局ヲ監督ス
- 第七 檢察長ハ其ノ檢察局及其ノ局ノ附置セラレタル控訴院管轄區域内ノ檢察局ヲ監督ス
- 第八 檢察正ハ其ノ檢察局及其ノ局ノ附置セラレタル地方裁判所管轄區域内ノ檢察局ヲ監督ス

位ニ不相應ナル行狀ニ付之ニ諭告スル事但シ此ノ諭告ヲ爲ス前其ノ官吏ヲシテ辯明ヲ爲スコトヲ得セシムヘシ

爲之ヲ執行スルコトヲ得ス

第三百二十七條 第十八條又第八十四條ニ掲ケタル官吏ハ第三百二十五條ニ依リ行フヘキ監督ヲ受ケルノ官吏中ニ之ヲ包含ス

第三百四十條 司法事務取扱ノ方法ニ對スル抗告殊ニ或ル事務ノ取扱方ニ對シ又ハ取扱ノ延滞若ハ拒絕ニ對スル抗告ハ此ノ編ニ掲ケタル司法行政ノ職務及監督權ニ依リ之ヲ處分ス

第三百二十八條 裁判所若ハ檢察局ノ官吏ニシテ適當ニ其ノ職務ヲ行ハサル者又ハ其ノ行狀其ノ地位ニ不相應ナル者ニ付第三百三十六條ヲ適用スルコト能ハサルトキハ懲戒法ニ從ヒ之ヲ訴追ス

第三百四十一條 裁判所及檢察局ハ司法大臣又ハ監督權アル判事若ハ檢察ノ要求アルトキハ法律上ノ事項又ハ司法行政ニ關ル事項ニ付意見ヲ述ブ

第三百二十九條 前數條ニ掲ケタル司法行政ノ職務及監督權ハ判事若ハ檢察其ノ官吏タルノ資格又ハ其ノ他ノ資格ヲ以テ爲シタル事ニ對シテ起リタル請求ニ付其ノ請求ヲ滿足セシムル

第三百四十二條 司法官廳ニ對シテ起リタル民事ノ訴訟ニ於テハ其ノ訴訟ヲ受ケタル裁判所ノ檢察局ハ司法官廳ヲ代表ス

第三百三十三條 此ノ編ニ掲ケタル前各條ノ規程ハ裁判上職務スル判事ノ裁判權ニ影響ナシ及ホシ又ハ之ヲ制限スルコトナシ

附則
第四百四十四條 此ノ法律ノ施行ニ關ル規程並ニ從來ノ法律ニシテ此ノ法律ニ牴觸スト雖モ當分ノ内仍ホ效力ヲ有セシムルモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

裁判所構成法終

裁判所構成法施行條例

(明治二十三年三月法律第二十二號)

朕裁判所構成法施行條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

裁判所構成法施行條例

第一條 從來ノ治安裁判所ハ裁判所構成法ニ定メタル區裁判所トシ從來ノ始審裁判所ハ裁判所構成法ニ定メタル地方裁判所トシ又從來ノ控訴院大審院ハ裁判所構成法ニ定メタル控訴院大審院トス
第二條 始審裁判所從來ノ檢事局ハ裁判所構成

法ニ定メタル地方裁判所ノ檢事局トス控訴院

大審院ノ檢事局モ亦同シ

第三條 區裁判所ノ管轄區域ヲ爲ス町村ノ變更ハ之ヲ區裁判所管轄區域ニ及ホスモノトス

第四條 裁判所構成法實施前他ノ裁判所第一審トシテ受理シタル民事訴訟及刑事訴訟ニシテ同法ニ依リ區裁判所ノ管轄ニ屬シタルモノハ現在ノ儘相當ノ區裁判所ニ移ルモノトス既ニ爲シタル裁判ハ區裁判所之ヲ爲シタルモノト看做ス

第五條 裁判所構成法ニ依リ地方裁判所ノ第二審ニ屬スヘキモ既ニ控訴院ニ於テ受理シタル事件ハ控訴院之ヲ裁判スヘシ又控訴院ノ管轄ニ屬スヘキモ既ニ大審院ニ於テ受理シタル民事刑事ノ上告ハ大審院之ヲ裁判スヘシ

第六條 裁判所構成法實施前重罪裁判所ニ於テ

受理シタル刑事訴訟ハ現在ノ儘相當ノ地方裁判所ニ移ルモノトス既ニ爲シタル裁判ハ地方裁判所之ヲ爲シタルモノト看做ス

第七條 裁判所構成法實施前始審裁判所ニ於テ受理シタル郡長區長戸長又ハ市長町長村長ニ對スル民事訴訟ハ同法ニ依リ區裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノト雖其ノ地方裁判所之ヲ裁判シ控訴院ニ於テ受理シタル官廳ニ對スル民事訴訟ハ其ノ控訴院之ヲ裁判スヘシ

第八條 裁判所構成法實施前高等法院ニ於テ受理シタル刑事訴訟ハ現在ノ儘相當ノ裁判所ニ移ルモノトス高等法院ニ於テ裁判スヘキ事件ヲ通常裁判所ニ於テ受理シタルモノモ亦同シ
第九條 明治十八年第三十一號布告違警即

決例ハ裁判所構成法ノ爲ニ變更ヲ受クルコトナシ

第十條 明治十八年第十二號布告普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交渉ノ件處分法ハ裁判所構成法ノ爲ニ變更ヲ受クルコトナシ

第十一條 明治二十一年勅令第六十四號ハ仍効力ヲ有ス

區裁判所出張所ニ於テ判事兼支アルトキハ裁判所書記ヲシテ登記事務ヲ取扱ハシムレコトヲ得

北海道及島嶼ニシテ區裁判所遠隔ノ地方ニ於テ司法大臣ハ郡長町長又ハ村長ニ委任シテ登記事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第十二條 東京地方裁判所管内小笠原島及伊豆七島ニ於テ民事刑事ノ訴訟ニシテ區裁判所ノ

裁判權ニ屬スルモノ及非訟事件ハ裁判所設置マテ島吏之ヲ取扱フ但シ刑事訴訟ノ手續ハ便宜之ヲ取扱フコトヲ得

第十三條 沖繩縣ニ於テ「民事刑事ノ訴訟及非訟事件ニシテ區裁判所及地方裁判所ノ裁判權ニ屬スルモノハ裁判所設置マテ同縣官吏之ヲ取扱フ」但シ控訴院ノ裁判權ニ屬スルモノハ長崎控訴院ノ管轄トス

第十四條 樺戸空知釧路ノ集治監ノ囚人罪ヲ犯シ輕罪以下ニ該ル者ノ裁判ニ關ル明治十五年第十六號第四十一號及明治十八年第四十二號布告ハ仍効力ヲ有ス

前項ノ裁判ハ地方裁判所之ヲ爲タルモノト看做ス(本條四十二年法律第三十一號ヲ以テ削除)
第十五條 明治二十一年勅令第七十一號清國並

ニ朝鮮國駐在領事裁判規則ハ裁判所構成法ノ爲ニ變更ヲ受クルコトナシ

第十六條 裁判所構成法實施ノ際在職ノ裁判官檢察官ハ同法第二編第一章ノ要件ヲ必要トセス

第十七條 裁判所構成法實施ノ際在職ノ書記ハ同法第二編第四章第八十九條ノ要件ヲ必要トセス

第十八條 裁判所構成法實施後三年間ハ司法大臣ハ試補實地修習ノ時間ヲ一年六箇月マテニ減縮スルコトヲ得

「明治十七年太政官達第百二號判事登用規則及明治二十年勅令第三十七號文官試驗試補及見習規則ニ依リ試補ト爲リタル者ハ第二回試験ヲ要セスシテ之ヲ判事又ハ檢察官ニ任スルコト

ヲ得

第十九條 裁判所構成法實施後一年間ハ司法大

臣ハ同法第二編第二章第六十九條及第七十條

ノ規程ニ拘ラス補職ヲ爲スコトヲ得

第二十條 三年以上裁判官又ハ檢察官ノ職ヲ奉

シタル者又ハ三年以上舊參事院議官又ハ議官

補ノ職ヲ奉シタル者又ハ三年以上法制局參事

官ノ職ヲ奉シタル者又ハ三年以上司法省高等

官(會計局ノ高等官ヲ除ク)ノ職ヲ奉シタル

者ハ裁判所構成法實施後一年間ハ之ヲ判事又

ハ檢事ニ任スルコトヲ得

第二十一條 裁判所構成法第二編第二章第七十

四條及第七十五條ハ檢事ニモ亦之ヲ適用ス

施行條例終

明治四十一年八月十五日印刷
明治四十一年八月二十日發行

編纂者 大塚子成

大阪市南區安堂寺橋通四丁目二四二番邸

發行者 田中 太右衛門

大阪市南區安堂寺橋通二丁目二六番邸

印刷者 山田 元吉

大阪市南區心齋橋通安堂寺町南入

發兌元 田中 宋榮堂



253
822

帝國憲法

郵定價料金四錢

裁判所構成法

郵定價料金四錢

改正民法

郵定價料金二十錢

民事訴訟法

郵定價料金二十錢

改正商法

郵定價料金二十錢

改正刑法

郵定價料金二十五錢

刑事訴訟法

郵定價料金二十五錢

市制町村制

郵定價料金八錢

帝國六法全書

郵定價料金三十五錢

改正民法講義

正價金十一圓
小包料十二錢

民事訴訟講義

正價金五十五錢
小包料八錢

改正商法正解

郵定價料金三十錢

改正刑法講義

定價料金八十錢
小包料十錢

市町村制正解

定價料金二十五錢
郵送料六錢

036420-000-6

CZ-773-02

裁判所構成法

大塚 子成/編

M41

BBR-0073

